

浦安市障がい者通所施設交通費助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月7日

浦安市長

浦安市規則第42号

浦安市障がい者通所施設交通費助成規則の一部を改正する規則

浦安市障がい者通所施設交通費助成規則（平成3年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、この規則の規定は適用しない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により、通所に係る交通費の扶助を受けることができる者

(2) 他の地方公共団体から通所に係る交通費に対する助成金その他の支給を受けることができる者

第4条第1項第1号中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同項第2号中「前条第2号」を「前条第1項第2号」に改め、同条第3項中「前条第2号」を「前条第1項第2号」に改める。

第10条第1項第1号中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の浦安市障がい者通所施設交通費助成規則の規定は、施行日以後の通所に係る助成金について適用し、施行日前の通所に係る助成金については、なお従前の例による。